令和６・７年度 入札参加資格審査申請要領
【物品・その他委託】

五条広域事務組合が発注する物品・その他委託の競争入札に参加するには、入札参加の資格審査を受けなければなりません。

入札参加の資格審査を希望される方は、本要領に基づき、あいち電子調達共同システム（物品等）（以下「電子調達システム（物品等）」という。）により適正な申請をしていただきますようお願いします。

１　申請者の要件

入札参加の資格審査を希望する方は、次の要件を満たしていることが必要です。

⑴　入札参加の資格審査を希望する営業の種類について、法令の規定により必要とされる許可登録等を受けていること。

⑵　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項（同令第１６７条の１１第１項において準用する場合を含む。）に該当しないこと。

> 地方自治法施行令　（抜粋）
> （一般競争入札の参加者の資格）
> 第１６７条の４　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
> １　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
> ２　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
> ３　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者
> （指名競争入札の参加者の資格）
> 第１６７条の１１　第１６７条の４の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

⑶　国税、愛知県税が未納でないこと。（ただし、愛知県税については、愛知県に納税義務がある事業者に限る。）

２　申請の方法

⑴　入札参加資格審査申請をする方は、電子調達システム（物品等）にアクセスし、画面上の申請書フォームに必要事項を入力し、送信してください。

入札参加資格申請ポータルサイト　https://www.buppin.e-aichi.jp/index.html

⑵　法人が申請する際の申請者は、本社となります。営業所等が申請者となることはできま

せん。

⑶　契約を締結する営業所は、１自治体に対し１営業所に限ります。契約を締結する営業所は、当該営業所において申請を希望する業種の営業を営むことを認められていることが必要です。

⑷　入札参加資格審査申請においては、画面上の注意及び「操作マニュアル」に従ってください。

⑸　入力は、事前に電子調達システム（物品等）により「下書きチェックシート」をプリントアウトし、必要事項を記入後行うとスムーズにできます。

⑹　入札参加資格審査申請の入力内容を送信後、速やかに共通審査自治体及び申請先自治体に別送書類を送付してください。

３　受付期間

⑴　定時受付

令和６年１月４日（木）～令和６年２月１５日（木）まで

平日（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前８時から午後８時まで

⑵　随時受付

令和６年４月１日（月）～令和８年２月１６日（月）まで

平日（日曜日、土曜日、祝日及び１２月２９日から翌年の１月３日までの日を除く。）の午前８時から午後８時まで

４　別送書類

入札参加資格審査申請によるデータ送信後、以下の書類を各１部、提出期限までに提出してください。別送書類（各種証明書等）は、仮受付日（申請データ送信日）から前３か月以内、又は仮受付日以後に発行されたものを送付してください。(写し可)。

⑴　共通審査自治体に提出する書類

別表のとおり

⑵　提出期限

①　定時受付

申請仮受付日（申請データ送信日）から７日以内。

（最終到着期限は、令和６年２月２２日（木）必着。）

②　随時受付

申請仮受付日（申請データ送信日）から７日以内。

※　上記①、②の提出期限が休日（土曜日及び日曜日、祝日、１２月２９日から翌年の１

月３日までの日）に当たる場合はその日以後の最初の平日とします。

⑶　提出先

＜共通審査自治体＞

共通審査自治体は、システムで自動的に決定されますので、申請データ送信後、画面上で送付先の確認をお願いします。

＜共通審査自治体が五条広域事務組合の場合＞

〒４５２－０９０１　愛知県清須市阿原向北５５番地

五条広域事務組合　業務課

５　資格審査

入札参加の資格審査は、申請者の要件を満たしていることを調査します。

６　審査状況照会

電子調達システム（物品等）にアクセスして、「申請・審査状況確認」画面にて審査の進捗状況を参照することができます。

なお、別送書類及び申請内容に不備がある場合には、共通審査自治体及び審査先自治体からメールで補正指示が出されますので、速やかに補正申請を行ってください。

７　審査結果

審査結果は、審査完了通知メールにより通知します。

なお、電子調達システム（物品等）にアクセスして、「申請・審査状況確認」画面にて審査結果を参照することができます。

８　入札参加資格の有効期限

入札参加資格の有効期限は次のとおりとします。

ただし、令和６年４月１日以降、新たに入札参加資格者を決定するまでの間は、従前の入札参加資格は、なおその効力を有します。

⑴　定時受付

令和６年４月１日から令和８年３月３１日まで有効とします。

⑵　随時受付

入札参加資格決定の日から令和８年３月３１日まで有効とします。

９　入札参加資格決定後における登録内容の変更について

登録内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の手続き行ってください。

ただし、定時受付の変更手続きは、令和６年４月１日からとなります。

１０　その他

⑴　入札参加資格申請に際しては、絶対に虚偽のないようにしてください。万が一、虚偽の

申請をした場合は、指名停止措置や入札参加資格の取消しの対象となる場合があります。

⑵　入札参加資格申請後、確認のために、申請内容を証明する書面の提示（提出）を求めることがありますので、申請は必ず書面で証明できる内容により行ってください。

また、申請内容を証明する書面は、入札参加資格の有効期限中は保管しておいてください。

⑶　入札参加資格が認定された方の名簿は、インターネット上で公開しますので、あらかじめご了承ください。

１１　問い合わせ先

⑴　システム（操作方法）等に関すること

あいち電子調達共同システム（物品等）ヘルプデスク

ＴＥＬ　　０１２０－５１１－２７０

Ｅメール　helpdesk@buppin.e-aichi.jp

⑵　申請内容等に関すること

〒４５２－０９０１　愛知県清須市阿原向北５５番地

五条広域事務組合　業務課

ＴＥＬ　　０５２－４０１－１１８１

ＦＡＸ　　０５２－４０１－１１８３

Ｅメール　gj-koiki@gjkoiki.or.jp

別表　　別送書類一覧（共通審査）

<table>
<tr><th rowspan="2">提出書類</th><th colspan="2">提出の要否</th><th colspan="2" rowspan="2">摘要</th></tr>
<tr><th>法人</th><th>個人</th></tr>
<tr><td>別送書類送付書（共通審査）</td><td>○</td><td>○</td><td colspan="2">電子調達システム（物品等）から印刷したもの。</td></tr>
<tr><td>履歴事項全部証明書</td><td>○</td><td>－</td><td colspan="2">法務局で発行のもの。（法務局登記官が証明したもの）</td></tr>
<tr><td>身元（分）証明書</td><td>－</td><td>○</td><td colspan="2">本籍地の市区町村長が証明したもの。（日本国籍を有しない方は在留カード又は特別永住者証明書の写し（両面））</td></tr>
<tr><td>登記されていないことの証明書</td><td>－</td><td>○</td><td colspan="2">法務局登記官が後見登記ファイルに成年被後見人、被保佐人・被補助人とする記録がないことを証明したもの。（全国の法務局・地方法務局（本局）の戸籍課の窓口で発行のもの）</td></tr>
<tr><td>納税証明書（国税）</td><td>○</td><td>○</td><td colspan="2">税務署で発行のもの
【法人の場合】
法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
（その３の３　未納のないことの証明）
【個人の場合】
申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書
（その３の２　未納のないことの証明）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">納税証明書（愛知県税）
※愛知県内に事業所を有しない者等で上記の納税証明書の交付が受けられないときは、「愛知県税の納税義務がないことの申告書」を提出</td><td rowspan="2">○</td><td rowspan="2">○</td><td><u>共通審査自治体が愛知県のとき</u></td><td><u>書類の提出は不要です</u>
ただし、納税状況が確認できない場合は、納税証明書を求めることがあります。</td></tr>
<tr><td>共通審査自治体が「愛知県」以外のとき</td><td>県税事務所で発行のもの
【法人の場合】
法人県民税、法人事業税・特別法人事業税及び地方法人特別税並びに自動車税種別割の納税証明書（未納の税額のないこと用）
【個人の場合】
「個人事業税」、「自動車税種別割」の納税証明書（未納の税額のないこと用）</td></tr>
</table>